

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	担当課（室）
【告示】 保安林の指定の解除 漁船保険付保義務発生のための同意の認定 道路の区域変更 道路の供用開始 滞納に係る県営住宅の家賃及び駐車場使用料の収納事務の委託 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分 【公告】 林業種苗法に基づく生産事業者の登録の失効 岡山県立都市公園の区域変更 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 【監査委員】 外部監査人補助者の告示			
		担当課（室）	
		担当課（室）	

令和元年5月28日 岡山県公報 第12095号

◎岡山県告示第二百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和元年五月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

岡山市北区富吉二四八六の四、二四八六の六、二四九三の二、二四九四の一、二四九四の二、二四九五、二四九六、二五〇〇の二、二五〇一の二、二五〇七の二、二五〇七の四、二五一一の六、二五四六の八、二五四六の二〇から二五四六の二四まで、二五四六の三〇、二五七七の七、二五七七の八、二五九一の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

令和元年5月28日 岡山県公報 第12095号

◎岡山県告示第二百五十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めた。

令和元年五月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 北木島加入区

令和元年5月28日 岡山県公報 第12095号

◎岡山県告示第二百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和元年五月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 栃原久米南線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
岡山市北区建部町角石谷字紙屋田大道上 一八六番一地先から 岡山市北区建部町角石谷字狐田一八八番 一地先まで	新	四・二〇 一一・五	一一・六
岡山市北区建部町角石谷字紙屋田大道上 一八六番一地先から 岡山市北区建部町角石谷字狐田一八八番 一地先まで	旧	四・二〇 五・八	一一・六

令和元年5月28日 岡山県公報 第12095号

◎岡山県告示第二百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和元年五月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	栃原久米南線	岡山市北区建部町角石谷字紙屋田大道上一八六番一地从先から 岡山市北区建部町角石谷字狐田一八八番一地先まで	令和元年五月二十八日

令和元年5月28日 岡山県公報 第12095号

◎岡山県告示第二百六十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、
収納の事務を次のとおり委託した。

令和元年五月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 委託した事務の内容

岡山県営住宅条例（平成九年岡山県条例第三十九号）に基づく県営住宅に係る家賃
及び駐車場の使用料のうち、県営住宅を退去した者及びその保証人又は連帯保証人に
よる滞納に係るものの収納の事務

二 委託した収入の種類

滞納に係る県営住宅の家賃及び駐車場の使用料

三 委託を受けた者の所在地及び名称

東京都港区芝浦三丁目一六番二〇号

ニッテレ債権回収株式会社

四 委託を受けた事務を行う場所

東京都港区芝浦三丁目一六番二〇号芝浦前川ビル五階

ニッテレ債権回収株式会社本社

五 委託の期間

平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

令和元年5月28日 岡山県公報 第12095号

◎岡山県告示第二百六十一号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

令和元年五月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
二七インチ 白	一台	岡山中央H八〇二八七
二六インチ 水色	一台	岡山西C〇六〇二九三
二六インチ 橙	一台	岡山中央H二四三二六
二六インチ 水色	一台	岡山西H四一八七八
二〇インチ 銀	一台	玉島A七二九六八
二六インチ 白	一台	岡山東E五〇〇五一
二六インチ 黒	一台	西大寺A一七〇七一
二六インチ 橙	一台	岡山中央H六八五三三
二六インチ 白	一台	岡山中央H二八七五一
二六インチ 水色	一台	岡山中央H一二〇三六
二六インチ 白	一台	岡山中央H七六二一五
二六インチ 赤	一台	不明
二六インチ 白	一台	岡山中央H二七五六五
二六インチ 黄	一台	岡山中央H〇七〇三四
二六インチ 銀	二台	不明
二七インチ 銀	一台	岡山東E二八五五九
二七インチ 水色	一台	不明
二六インチ 濃桃	一台	岡山中央H五一七五八
二六インチ 銀	一台	岡山西F〇四九四七
二六インチ 白	一台	岡山中央H四二二六二

令和元年5月28日 岡山県公報 第12095号

二六インチ 赤	一台	岡山中央H二九九七九
二六インチ 黒	一台	赤磐H〇五九六一
二七インチ 銀	一台	児島H〇五五四一
二六インチ 黄緑	一台	岡山中央J一〇六四三
二六インチ 黒	二台	不明
二六インチ 濃紫	一台	岡山南B二九九一五
二六インチ 黄緑	一台	岡山中央H六〇五八五
二七インチ 銀	一台	不明
二六インチ 水色	一台	不明
二六インチ 赤	一台	岡山東E四一七一〇
二六インチ 紫	一台	岡山中央H七一五五七
二七インチ 銀	一台	不明
二八インチ 黒	一台	不明
二四インチ 銀	一台	不明
二六インチ 赤	一台	津山A八五四五四
二六インチ 緑	一台	岡山東E五〇四六六
二六インチ 黄緑	一台	岡山中央H六五九八一
二六インチ 濃茶	一台	岡山中央H四五四四六
二六インチ 赤	一台	岡山中央H四五四八一
二六インチ 黒	一台	岡山中央H一二〇三五
二六インチ 水色	一台	岡山中央H七九八六一
二四インチ 赤	一台	不明
二六インチ 濃桃	一台	倉敷J二五一七七

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

平成三十年十一月二日

三 放置されている場所

岡山市中区下一一〇番地 岡山県立岡山城東高等学校

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車処分する。

令和元年5月28日 岡山県公報 第12095号

五 担当部課名及び連絡先

岡山県立岡山城東高等学校 事務室

岡山市中区下一〇番地

電話番号 〇八六一二七九一二〇〇五

〔一九七〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、次の生産事業者の登録が失効した。

令和元年五月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登 録 番 号		六三三	
生 産 事 業 者	氏 名 又 は 称	小 林 由 隆	
	住 所	苫 田 郡 鏡 野 町 女 原 一 三 一 番 地	
	生 産 事 業 の 内 容		
事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地		種 穂 の 採 取 幼 苗 の 育 成 幼 苗 以 外 の 苗 木 育 成	
		小 林 由 隆 苗 畑 住 所 地 に 同 じ	

令和元年5月28日 岡山県公報 第12095号

〔一九八〕岡山県立都市公園の区域を次のとおり変更する。

令和元年五月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 名 称 後樂園

二 位 置 岡山市北区後樂園地内

三 区 域 次の図のとおり

四 変更年月日 令和元年五月二十八日

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部都市局都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

令和元年5月28日 岡山県公報 第12095号

〔一九九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年五月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市東阿曾字岡一五三―九、一五三―一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区足守一一〇九―二

濱野 隆史

三 許可番号

岡山県指令建指第三三七号

令和元年5月28日 岡山県公報 第12095号

◎岡山県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項の規定により、協議が調った、包括外部監査人上坂岳大が岡山県と平成三十一年四月一日に締結した包括外部監査契約に基づいて行う監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに補助できる期間は、次のとおりである。

令和元年五月二十八日

岡山県監査委員 高原 俊彦
岡山県監査委員 中 塚 周一
岡山県監査委員 山 本 督 憲
岡山県監査委員 佐 藤 由美子

氏 名	住 所	期 間
奥谷 恭子	川西市美山台一丁目三番地の一二四	令和元年五月二十八日から 令和二年三月三十一日まで
難波 徹	岡山市中区国富一丁目一番七号	
平野 幸代	丸亀市南条町五五番地	
宮本 豪	東温市野田一丁目七番地七	
鯉沼 孝至	福山市東町三丁目四番三号	
中桐 孝幸	赤磐市沼田四六一番地	
森 雄彦	浅口市金光町占見新田七七一	